

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

（当日が休日は、
翌日とする）

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 加藤 威

鳥取県人事委員会規則第一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「喜多原学園の園長」を「公文書館の専門員、喜多原学園の園長」に改め、同項第三号中「学校体育係長、社会体育係長、競技スポーツ係長」を「健康教育係長、体育係長」に改め、同項の次に次の一号を加える。

七 スポーツセンターの生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事

第二条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「研修係長」の下に「、県民カレッジ係長」を加え、同項中同号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「心身障害児教育係長」を「障害児教育係長」に、「学校体育係長、社会体育係長、競技スポーツ係長」を「健康教育係長、体育係長」に改め、同項中同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書館の専門員

第二条第二項の次に次の一号を加える。

十 スポーツセンターの生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事

目 次

◇人委規則

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（職員課）
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（シ）
- 職員の職務の級の種類に関する規則の一部を改正する規則（シ）
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（シ）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（シ）
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（シ）
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（シ）
- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則（シ）
- 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（シ）
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（シ）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（シ）
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（シ）
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（シ）

第二條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 教育職給料表(一)の備考(一)の人事委員会規則で定める職員は、前項第一号に掲げる者のうちその職務の級が三級である者とする。

第二條に次の一項を加える。

4 教育職給料表(一)の備考(一)の人事委員会規則で定める職員は、前項第一号に掲げる者のうちその職務の級が三級である者とする。

第三條第一項第六号中「科長」を「室長」に改める。

第四條第一項第二号を次のように改める。

二 健康福祉センターの所長

第四條第一項第四号中「副医長」の下に、「技幹」を加え、同條第二項第一号中「診療エックス線技師」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「診療エックス線技師」を削り、同項中同号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四條第三項第一号中「技幹」の下に「(助産婦、看護婦、看護師、准看護師又は准看護士の職務を行う者に限る。以下この項において同じ。)」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八條の四第六項中「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号。以下「特別措置条例」という。)の適用を受ける職員を」を削り、「四級に」の下に「職員を」を加え、「特別措置条例第五條第一項」を「給与条例別表第三イの備考(一)又は口の備考(一)」に改める。

第八條の五第三項中「特別措置条例の適用を受ける職員を」を削り、「四級から」の下に「職員を」を加え、「特別措置条例第五條第一項」を「給与条例別表第三イの備考(一)又は口の備考(一)」に改める。

別表第三の四の二級の項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書館の専門員の職務

別表第三の四の二級の項に次の一号を加える。

十 スポーツセンターの係長又は指導主事の職務

別表第三の四の三級の項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書館の困難な業務を処理する専門員の職務

別表第三の四の三級の項に次の一号を加える。

十 スポーツセンターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事の職務

別表第三の五の二級の項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 公文書館の専門員の職務

別表第三の五の二級の項に次の一号を加える。

十 スポーツセンターの係長又は指導主事の職務

別表第三の五の三級の項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 公文書館の困難な業務を処理する専門員の職務

別表第三の五の三級の項に次の一号を加える。

十 スポーツセンターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事の職務

別表第三の七の二級の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「医長」を「課長、医長」に改め、同項中同号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同表の三級の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「課長」を「技幹」に改め、「医長」を「課長、医長」に改め、同項中同号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

別表第三の七の四級の項第二号を次のように改める。

二 健康福祉センターの所長の職務

別表第三の八の三級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表の四級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表の五級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表の六級の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同表の七級の項を次のように改める。

七 級 食肉衛生検査所の困難な業務を処理する所長の職務

別表第三の九の三級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表の四級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表の五級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表の六級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同表の七級の項中「病院の困難な業務を処理する部長の職務」を削る。

別表第三の十六中

視能訓練士	短大三卒	〇	一	一	五
-------	------	---	---	---	---

六	三	九	五	一四	四	一八	三	二二
---	---	---	---	----	---	----	---	----

能訓練士	大学卒	〇	一	一	〇	五	五	三	八
	短大三卒					六	三		九

五	一三	四	一七	三	二〇
一四	四	一八	三	二一	

別表第十中

視能訓練士	短大三卒	一級六号給	視能
-------	------	-------	----

訓練士	大学卒	二級二号給
	短大三卒	一級六号給

初	中	上	級	級	級
高	短	大	級	級	級

学卒業程度	大卒業程度	校卒業程度
-------	-------	-------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日に職員を教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の職務の級四級に

員会事務局の項中	係長 文化財主事	係長 文化財主事	別表第四教育機関及び教育委員会事務局の教育機関の項中	係長 文化財主事	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター	喜多原学園	公文書館	
	指導主事	指導主事		係長 文化財主事					係長 文化財主事
	指導主事	指導主事		係長 文化財主事					係長 文化財主事
教育事務所	に改め、同表教育機関及び教育委		を	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター	に改	に改	

副院長 部長 副院長 部長	別表第六知事の事務部局の地方機関の項中	に改める。	教育事務所	公文書館	係長 指導主事 社会教育主事 管理主事	係長 指導主事 社会教育主事 管理主事	を	健康福祉センター	病院	知事の事務局

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の皆生小児療育センターの項中「、診療エックス線技師」を削り、同表中

病 院	保 健 所
細菌その他の病原体を含有する検体を直接取り扱うことを常例とする課長補佐、係長及び衛生技師	(1) 細菌その他の病原体を含有する検体を直接取り扱うことを常例とする課長補佐、係長及び衛生技師 (2) 結核患者に直接接することを常例とする診療放射線技師及び診療エックス線技師
二	二

を 保

(1) 細菌その他の病原体を含有する検体を直接取り扱うことを常例とする課長補佐、係

健 所

(2) 結核患者に直接接することを常例とする診療放射線技師

二

に改める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「五種」を「六種」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「四種」を「五種」に改め、「教育職給料表の適用を受ける職員の占める職のうち、高等学校、中学校、小学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長の職その他の職で人事委員会が承認したものに係る区分にあつては、百分の十四」を削り、同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 四種 百分の十四

別表知事の事務部局の本庁の項中

部

長

を

部

長 長

に、

長

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の項中

事の事務部局の地方機関の公文書館の項中

次 館
長 長

を 館

福祉事務所

所長
が承
限る。
次 所

課 長	広報室の室長
長	廃棄物対策室の室長
長	博覧会準備室の室長
長	専門技術員室の室長
長	林業専門技術員室の室長
長	技術管理室の室長
長	高速国道対策室の室長
長	検査専門員
長	農業技術調整員
三種	

を

課 長	広報室の室長
長	能率推進室の室長
長	廃棄物対策室の室長
長	技術開発室の室長
長	専門技術員室の室長
長	団体指導室の室長
長	林業専門技術員室の室長
長	企画室の室長
長	高速国道対策室の室長
長	検査専門員
長	農業技術調整員
三種	四種

に改め、同表の知

長	長
三種	二種

を

福祉事務所	健康福祉センタ
所長 が承 限る。 所	課 長 所長(人事委員会 が承認したものに 限る。 所
長	長
三種	二種

に改め、

改め、同表の知事の事務部局の地方機関の保健所の項中

所長(郡家保健所
及び根雨保健所の
所長に限る。)
次 長
総務課長(鳥取保
健所、倉吉保健所
及び米子保健所の
総務課長に限る。)
衛生課 長
保健予防課 長
保健衛生課長(人
事委員会が承認し
たものに限る。)

を

同表の知事の事務部局の地方機関の皆生小児療育センターの項中「四種」を「五種」に

業高等学校」の下に「鳥取農業高等学校」を加え、同表の教育委員会事務局及び教

育機関の教育機関の盲学校聾学校養護学校の項中

が承認したものに 限る。)	四種
教 頭 舎監長である教諭	五種

校 長 教頭（人事委員会 が承認したものに 限る。)	五種
教 頭 舎監長である教諭	六種

を
に改め、「鳥取工

校 長 教頭（人事委員会 が承認したものに 限る。)	四種
教 頭 部主事である教諭	五種

を

に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の教育

校 長 教頭（人事委員会 が承認したものに 限る。)	四種
教 頭 部主事である教諭	六種

機関の幼稚園の項中「四種」を「五種」に、「五種」を「六種」に改め、同表の市町村

立学校の中学校小学校の項中

校 長 教頭（人事委員会 が承認したものに 限る。)	四種
教 頭	五種

を

校 長 教頭（人事委員会 が承認したものに 限る。)	五種
教 頭	六種

に改め、同表の市町村立学校の養護学校の項中

四種	五種	六種
----	----	----

校 長 教頭（人事委員会 が承認したものに 限る。)	四種
教 頭 部主事である教諭	五種

に改め、同表の警察の警察本部の項中

校 長 教頭（人事委員会 が承認したものに 限る。)	四種
教 頭	五種

場 室 所 隊 監 課

教 頭
部主事である教諭
六種

理 官	長	長	長	長	官	長
三種						

を

課 長	監 官	隊 長	所 長	室 長	場 長	管理官(人事委員 会が承認したもの に限る。)
三種						

に改める。

管

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の管理職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)

第三条第四号又は第五号に掲げる支給割合の管理職手当を支給する職に在職する職員のうち、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの規則による改正前の管理職手当に関する規則第三条第三号に掲げる支給割合の管理職手当を支給する職に在職する職員で施行日以後引き続き同一の職に在職するものに係る管理職手当の支給割合については、当該職に在職する間に限り、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

3 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成三年十二月鳥取県人事委員会規則

第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 三種、四種(教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の適用を受ける職員の職を除く。)及び五種(教育職給料表(一)、教育職給料表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職を除く。) 八千円

四 四種(教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の適用を受ける職員の職に限る。)及び五種(教育職給料表(一)、教育職給料表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職に限る。) 六千円

第四条第一項第五号中「五種」を「六種」に改める。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 加藤 威

鳥取県人事委員会規則第六号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、「以外の職員」の下に「及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第三号)の適用を受ける職員のうち同条例第二十五条の規定の適用を受ける職員以外の職員」を加える。

第一条第四号中「知事等」の下に「並びに同条例第三条の二に規定する常勤の監査委員、常勤の人事委員会の委員及び病院事業の管理者」を加える。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第七号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の表を次のように改める。

級の区分	職	種
一 級	皆生小児療育センターの院長	
二 級	皆生小児療育センターの医長及び副医長のうち医療職給料表(一)の三級の職務にあるもの	
三 級	皆生小児療育センターの医長及び副医長のうち医療職給料表(一)の二級の職務にあるもの	
四 級	精神保健センター、保健所及び衛生研究所の所長並びに福祉保健部及び生活環境部の部長及び次長	
五 級	皆生小児療育センターの医師、精神保健センターの課長、医長、副医長及び医師、保健所の課長、医長、副医長、医師及び歯科医師、衛生研究所の	

科長及び研究員、福祉保健部及び生活環境部の参事並びに健康対策課の課長及び医長

第十六条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第八号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五条第一項」を削る。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第九号

警察職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号を次のように改める。

六 条例第三条第一項第七号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

(一) 検視を行う警察官（警視の階級にある者に限る。） 一体につき二千五百円

(二) その他の警察職員 勤務一日につき千円

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第十号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の第一に次の一号を加える。

十三 前各号に掲げる場合のほか、特に必要があると認められる場合には、人事委員会の承認を得て、条例に定める旅費の額と実費の額との差額又は必要としない旅費の額を支給しないことができるものとする。

三 前二号に掲げる場合のほか、特に必要があると認められる場合には、人事委員会の承認を得て、条例の規定による旅費の額を超える額の旅費を支給することができるものとする。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

職員の特務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の特務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号を次のように改める。

二 皆生小児療育センターにおける入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

(宿日直手当に関する規則の一部改正)

2 宿日直手当に関する規則(昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第八条第一項第二号イ」を「第八条第一項第二号」に改める。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成四年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附 則

この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第二十一号)の施行の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

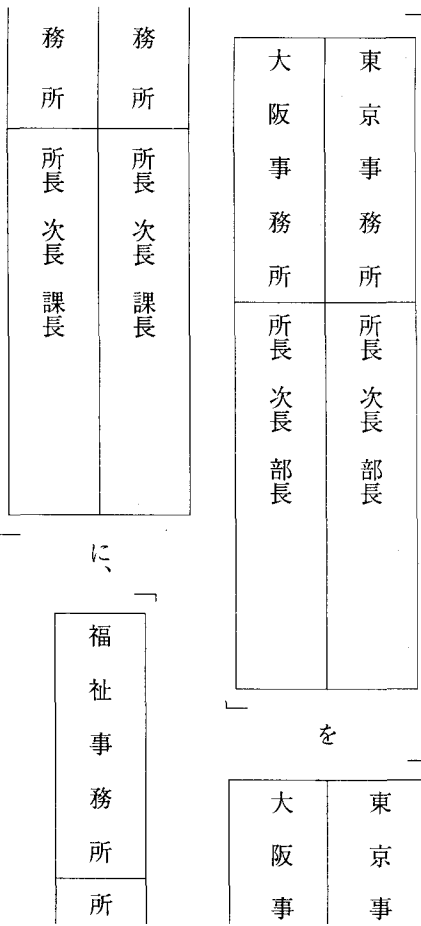
鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

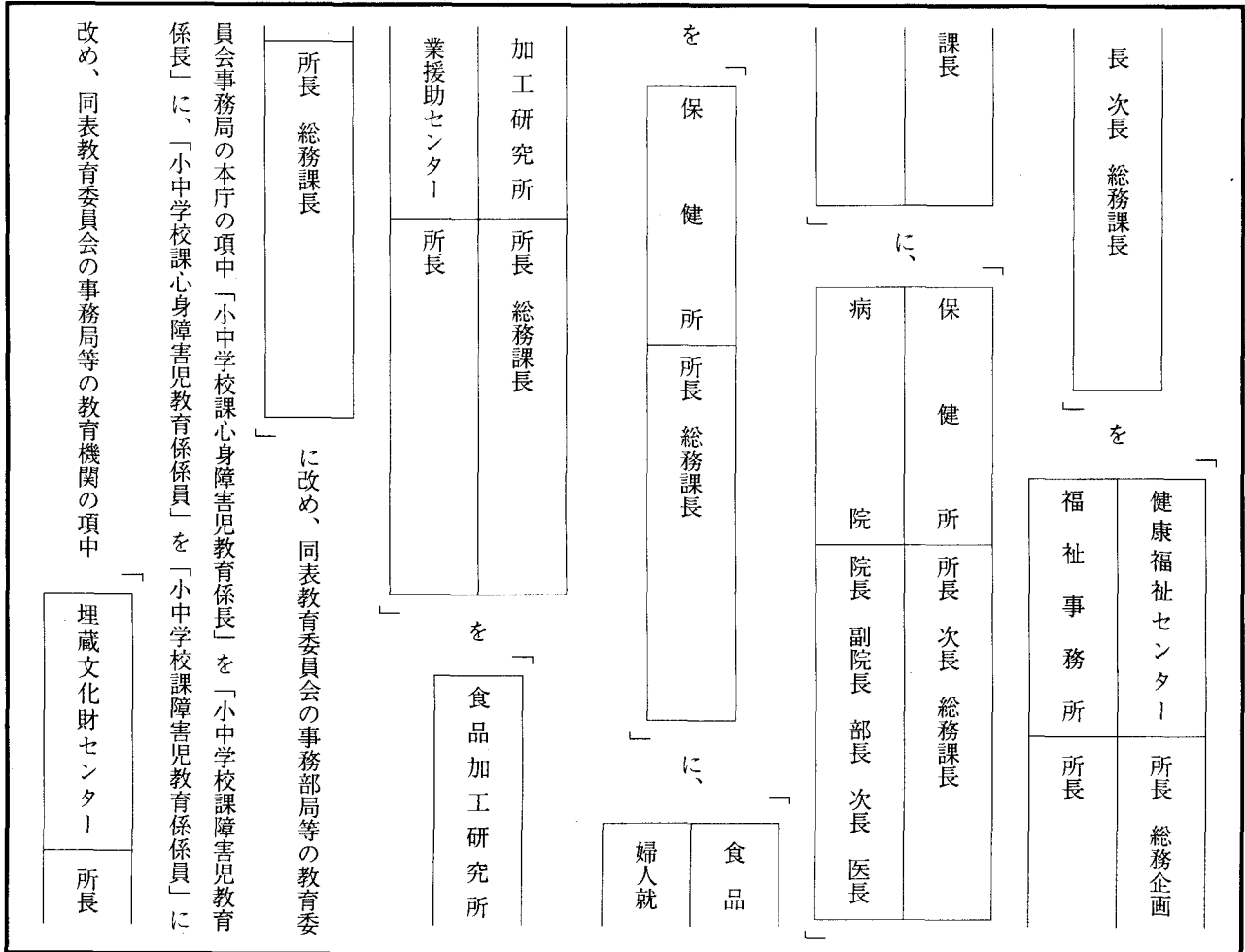
鳥取県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中「部長」の下に「博覧会推進局長」を、「秘書課広報室長」の下に「職員課能率推進室長」を加え、「商工振興課博覧会準備室長」を「企業立地課技術開発室長 経営指導課団体指導室長」に、「管理課技術管理室長」を「管理課企画室長」に改め、「財政課総括主計員」を削り、「人事課主幹」を「職員課主幹」に、「人事課人事係長 人事課給与係長 人事課行政管理係長 職員厚生課管理係長」を「職員課管理係長 職員課人事係長 職員課給与係長」に改め、「財政課財政係長」を削り、「人事課人事係員」を「職員課人事係員」に、「人事課給与係員」を「職員課給与係員」に、「人事課行政管理係員(企画に関する事務を行う係員)」を「職員課能率推進室室員(企画に関する事務を行う室員)」に改め、同表知事の事務部局の項中





に改め、同表教育委員会の事務局等の教育委員会事務局の本庁の項中「小中学校課心身障害児教育係長」を「小中学校課障害児教育係長」に、「小中学校課心身障害児教育係係員」を「小中学校課障害児教育係係員」に改め、同表教育委員会の事務局等の教育機関の項中

附則
この規則は、平成七年四月一日から施行する。

に改め、同表の備考7中「部長」を「課長」に改める。

